



## 男女共同参画審議会を傍聴してきました。

私たちDuet編集協力員は、令和5年10月4日に開かれた令和5年第1回上尾市男女共同参画審議会を傍聴してきました。審議会は、男女共同参画に関する市の施策について、第三者の眼で評価や助言を行います。メンバーは各種団体代表者、教育関係者、法律専門家等に加え、市民公募の委員で構成されています。

まずは、市の男女共同参画推進センターから第3次上尾市男女共同参画計画の解説があり、計画年次報告・実施状況、男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告などが審議されていきました。また、計画のキャッチフレーズに＜みとめ合い 思いやり ともに輝く！＞とあるように、審議会等の女性委員登用率調査やDV対策、女性のための相談、上尾市パートナーシップ宣誓制度のことも議題に上りました。



なかでも、市内小学校から依頼された、性の多様性(LGBTQ)に関する出前講座(教員・保護者向け)は、評価が高く、教育現場や一般市民に向けて広めてほしいという意見が多数でていました。

男女共同参画社会は、「性別に関係なく、一人一人が自分らしく活躍しながら生きる社会」です。その実現には、暮らしの中にある様々な問題を解決していくことが必要です。これからも、審議会をはじめ、いろいろな立場の人が積極的に意見を交わし、男女共同参画についての活動が広まることで、より住みやすい上尾市になることを望みます。

## 性別は男性、女性だけじゃない。LGBTQとは。

推進センターの出前講座のテーマは、「人権と向き合うために～性の多様性(LGBTQ)について理解し考えよう～」です。LGBTQとは、同性を好きになるレズビアン、ゲイ、両方の性を好きになるバイセクシュアル、身体の性と心の性が異なるトランスジェンダー、性的指向、性自認が定まらないクエスチョンングの頭文字をとった言葉で、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を表す総称の1つです。埼玉県内の調査では、性的少数者の割合は3.3%で、30人に1人の計算です。決して珍しいことではなく、身近に悩んでいる人がいることを知っていただければと思います。



## 相談を行っています

男女共同参画推進センターでは、自分の生き方や家族との関係、離婚問題、DV(暴力を振るわれる、暴言を吐かれる)など、様々な悩みを抱えている女性のための相談を行っています。

カウンセラー・弁護士・女性相談支援員が対応します。

**☎048-778-5110**

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前10時から午後4時まで



配偶者暴力相談支援センター  
【DV専門相談】



女性のための相談など  
【毎週木曜日予約状況更新】

**秘密厳守**

**相談無料**

## 編集後記

特集にあたって男女共同参画社会基本法を勉強し、その革新性に驚きました。(O)

編集協力員みんなが対面で打ち合わせしながらの編集会議は面白かったです。(N)

てらこや錦町の佐藤さんからたくさんお話を伺いました。お読みいただけましたら嬉しいです。(M)

編集に携わることで、改めて男女共同参画について学べました。(U)

■本紙へのご意見・ご感想をお待ちしています  
(住所、氏名、電話番号、性別、年代をご記入ください)。

人権男女共同参画課  
<https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/>



Duet

企画・編集・発行 上尾市男女共同参画推進センター 〒362-0014 埼玉県上尾市本町1-1-2 TEL 048-778-5111(直通) FAX 048-778-5112

みとめ合い 思いやり ともに輝く!



男女共同参画情報紙



Vol.45

2024.3

## こどもたちが将来のビジョンを描けるよう応援したい

「てらこや錦町」は、こどもたちが一緒に勉強したり遊んだり、みんなが集まれる居場所として令和2年に開設されたこども食堂です。代表の佐藤有希さんのお話を聞きました。

佐藤有希さん



### てらこや錦町をつくった理由

佐藤さん：私自身がこどもを出産し、子育てを経験している中で、大人同士が繋がるというより、こども同士の人間関係で居場所をつくってもらいたいな、との想いからです。例えば「学校でうまくいかなくても、ここに来ればみんないる」、そんな居場所をつくりたかったのです。



### アレルギーに配慮した食事を提供

佐藤さん：アレルギーのある子に合わせて、全員に同じメニューを提供するという感じです。事前にどの子にどんなアレルギーがあるか、きちんと把握するようにしています。



### 地域に見守られ、支援に感謝

佐藤さん：ある時近所のおばあちゃんが「お庭にみかんの木があるので、みかん狩りに来ませんか」と声をかけてくださいました。1本の木に200個くらいみかんがなっていて、みんなで楽しみました。何より、地域のご年配の方とも交流できることがありがたいです。文房具や現金の寄付をしてくださる方もいらっしゃいます。



### 今後の目標

佐藤さん：みんなで工場見学に行ってみたいです。私としては、こどもたちの将来につながるお手伝いを続けていきたいです。

こどもたちに元気をもらっていると言う佐藤さん。この経験をどんなふうにふくらませていくのか、今後も楽しみですね。

### てらこや錦町

上尾市錦町2-18  
自然食の店なず菜 内  
電話: 090-2156-5230



日時：毎週金曜日18時から20時まで

費用：こども100円

定員：12名程度まで参加可能

参加方法：保護者が直接電話でお申し込みください。



# 男女共同参画って何？ アッピーとあゆみちゃんと学ぼう！

## 5つの基本理念

### 1 男女の人権の尊重 (第3条)

人権尊重とは『個人としての尊厳が重んぜられる』『性別による差別的取扱いを受けない』『能力を発揮する機会が確保される』など。



社会において採用、待遇の差別を受けない。



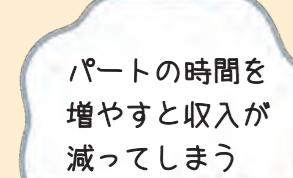
家庭内暴力や職場でのセクハラ・パワハラを受けない。



性別にかかわりなく、就業機会などが与えられる。

### 2 社会における制度又は慣行についての配慮 (第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を変える必要がある。



パートの時間を増やすと収入が減ってしまう

配偶者に係る税控除などの優遇制度が逆に女性の社会進出を阻んでいることもある。



ねえ、このDuetの表紙の右上に書いてある男女共同参画って何？



それはね、21世紀の新しい社会のあり方なんだ。その元となるのが、男女共同参画社会基本法という1999年に施行された法律だよ。



ふーん、法律があったの？そんな前から？



そう。その基本法第2条によると、男女共同参画社会とは、男女が『対等』に、『自らの意思』で『社会のあらゆる分野』の活動に参画でき、『均等に』『利益を享受』し、『共に責任を担う』社会なんだって。ちなみに、参画は参加より積極的な意味合いだよ。



男女は、どちらかが上ではいけないし、どちらかをひいきする所があってもいけないし、利益を得られる代わりに、責任もあるということね。



その通り。そして、基本法前文によると、この男女共同参画社会を作ることは、21世紀の『最重要課題』なんだって。



そんなに大切なことなの？何で？



理由は2つ。戦後に新憲法ができて、男女は平等とされたんだけど、実感できるかな？



うーん、まだ平等とは言えない気がする。



そう、男女差別や男は仕事、女は家庭といった性別役割分担意識は、まだ残っている。男女平等の取り組みは、『一層の努力が必要』なんだ。



それが1つの理由ね。もう1つは？



『少子高齢化』等、『社会経済情勢の急速な変化に対応』するため。例えば、少子化による労働力不足の問題がある。今世紀の日本には女性の労働力がもっと必要なんだ。そうなれば、男性の長時間労働も減らすことができる。男女が『性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する』ことで、豊かな社会が実現できるんだ。



働き手にとっても、職場にとっても、国にとっても良い、みんながうれしいというわけね。でも、本当にそんな社会になるのかなあ。



なるのじゃなくて、するんだ。基本法第1条に、『基本理念を定め』、『国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにする』とあるんだよ。



国や市などだけじゃなくて、国民も努力するのね。どんな基本理念なの？



5つある。基本法の第3条から7条に書いてあって、このページの両側に示してあるよ。

### 3 政策等の立案及び決定への共同参画 (第5条)

国や市など、また、企業など民間団体で、政策や事業計画などを決めるとき、男女が共同で参画する機会を確保する。



女性議員、女性管理職をもっと多く。

### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立 (第6条)

男女が協力し、社会の支援を得て、家事や育児など家庭内の活動と、労働や地域活動など家庭外の活動を両立できるようにする。



協力のしかたは、家族が話し合って決める。専業主婦（主夫）を否定するものではない。

### 5 国際的協調 (第7条)

男女共同参画社会作りは、国際社会と歩みを共にしてきた。今後も国際的協調の下に行っていく。



☆この特集は、「男女共同参画社会基本法」前文+全28条+附則のうち、前文～第7条までの内容を簡潔にまとめたものです。もっと詳しく知りたい方は、次の参考文献をご参照下さい。

内閣府男女共同参画局編「逐条解説男女共同参画社会基本法」ぎょうせい、2004年。鹿嶋敬「男女共同参画の時代」岩波書店、2003年。大沢真理「男女共同参画社会をつくる」日本放送出版協会、2002年。坂東眞理子「男女共同参画社会へ」頸草書房、2004年。